

♡ひとり親家庭等への支援

まずはご相談ください！

ひとり親・こども家庭相談

離婚前相談、養育費や生活費、仕事、お子さんの保育園や学校のこと、ご自身の不安なことなど、こども福祉課にいる母子・父子自立支援員や、こども家庭支援員がご相談をお受けします。

〈相談時間〉 平日の9時から17時まで

〈相談方法〉 ●相談は、電話でも面談でもお受けします。

●電話による相談で、相談員がすぐに対応できない場合は、折り返しご連絡します。

●面談による相談の場合は、日時の調整をいたしますので、事前にご連絡ください。

問合せ先 こども福祉課こども家庭係 ☎0766-51-6671（相談専用ダイヤル）

児童扶養手当

離婚などにより母または父と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳未満）のお子さんを監護している母子家庭の母もしくは父子家庭の父（ひとり親）または父母に代わってお子さんを養育している方（養育者）に支給します。

〈手当額〉 第1子・・・・・・・・・・ **46,490円**～**11,010円**

第2子以降加算額・・・・・・・・ **11,030円**～ **5,520円**

※手当額は所得に応じて決定します。

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

ひとり親家庭等医療費助成

離婚などにより母または父と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんを監護しているひとり親とそのお子さん、または父母に代わってお子さんを養育している方（養育者）とそのお子さんの医療費（保険診療による医療費の自己負担分）を助成します。

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

母子・父子家庭自立支援給付金 ※事前に市へ相談が必要です

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるひとり親が、適職に就くために必要な対象講座を受講した場合、その受講料（入学金と授業料）の一部について、給付金を支給します。

〈対象講座〉 ①雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座 ※例：簿記検定試験、介護職員初任者研修など

②同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

〈支給額〉 指定講座の受講料の60%

①上限200,000円、下限12,001円

②修学年数×上限400,000円、下限12,001円

※雇用保険制度の教育訓練給付金を受けることができる方は、その給付金の額を差し引いた額

高等職業訓練促進給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるひとり親が、適職に就くために必要な資格を取得するため養成機関で修学する場合、修学期間中の生活費の負担を軽減するために給付金を支給します。

〈対象資格〉 看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士など

〈支給額〉 ●住民税非課税世帯・・・月額**100,000円**

●住民税課税世帯・・・月額 **70,500円**

※修学期間の最後の1年間は、月額40,000円を加算します。

※養成機関修了後、別に修了支援給付金を支給します。

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

資金貸付

富山県母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親・寡婦家庭を対象に、各種資金を無利子または低い利率で貸付けします。

※上記のほか、事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金の貸付けがあります。

種類	対象	貸付限度額	利率
修学資金	高校・短大・大学等に就学するために必要な授業料、書籍代、交通費等	(例) 私立の自宅外通学 高校 ... 月額 52,500円 短大 ... 月額 131,000円 大学 ... 月額 146,000円	無利子
就学支度資金	就学するために必要な入学金、被服等	私立高校 410,000円 国公立大学 ... 410,000円 私立大学 580,000円 ※自宅外通学の場合は1万円を加算します。	無利子
修業資金	事業または就職をするために必要な技能習得費用(運転免許証)	月額 68,000円 (運転免許取得は特別分として460,000円)	無利子

射水市母子及び父子並びに寡婦小口資金貸付

※連帯保証人1名必要

母子・父子・寡婦家庭を対象に、小口資金(生活資金など)を無利子で貸付けします。

貸付限度額は120,000円です。

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない、児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるひとり親またはそのお子さんが、適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対象講座を受講した場合、さらに、試験に合格した場合、その受講費用の一部について、給付金を支給します。

〈支給額〉 i) 通信制の場合

- ①受講開始時給付金・・・受講費用の40% (上限100,000円、下限4,001円)
- ②受講修了時給付金・・・受講費用の10% (給付金①と合わせて上限125,000円)
- ③合格時給付金・・・受講費用の10% (給付金①②と合わせて上限150,000円)

ii) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ①受講開始時給付金・・・受講費用の40% (上限200,000円、下限4,001円)
- ②受講修了時給付金・・・受講費用の10% (給付金①と合わせて上限250,000円)
- ③合格時給付金・・・受講費用の10% (給付金①②と合わせて上限300,000円)

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

ひとり親家庭等学習支援ボランティア事業

ひとり親・養育者家庭のお子さんを対象に、学校授業の復習、宿題、進路相談などの学習支援を行っています。

〈対象者〉 小学校3年生から中学校3年生まで

〈場所〉 ●新湊コミュニティセンター（本町一丁目12番24号）

小学生：毎週土曜日 10時から正午まで / 中学生：毎週金曜日 19時から21時まで

●太閤山コミュニティセンター（太閤山8丁目4番地1）

小・中学生：毎週水曜日・金曜日 18時から20時まで

●大島コミュニティセンター(オンライン可)（小島700番地1）

小・中学生：毎週水曜日・金曜日 18時から20時まで

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

特定者用通勤定期乗車券割引 ※事前に市へ申請が必要です

児童扶養手当受給世帯の方が、あいの風とやま鉄道・JRの通勤定期乗車券を購入する場合に、3割の割引を受けることができます。

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6546

病児保育利用料助成事業

ひとり親家庭等世帯及び市町村民税非課税世帯等が、病児・病後児保育事業を利用する際の利用料の一部を助成します。

問合せ先 子育て支援課 ☎0766-51-6629

ファミリーサポートサービス利用料助成事業

ひとり親家庭等世帯、市町村民税非課税世帯、多胎児世帯等が、ファミリーサポートセンターの相互援助活動を利用する際の利用料の一部を助成します。

問合せ先 子育て支援課 ☎0766-51-6629

放課後児童クラブ利用料減免制度

児童扶養手当の支給を受けている家庭に対し、放課後児童クラブの利用料の一部について、減免します。

問合せ先 生涯学習・スポーツ課 ☎0766-51-6637

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

市内に居住するひとり親家庭等の0歳から小学生までのお子さんで、保護者の病気その他の理由で、家庭においてお子さんを養育することが一時的に困難となった場合に、お子さんを児童福祉施設等において短期間（7日間以内）お預かりします。

問合せ先 こども福祉課 ☎0766-51-6671

